

Insights for Your Business

さすてな経営会計事務所

# magazine Plus

04

Apr 2026

TAKE FREE

## TOPICS

節税効果大！私的年金制度の改正ポイント

自転車の青切符制度2026年開始！安全管理の重要性

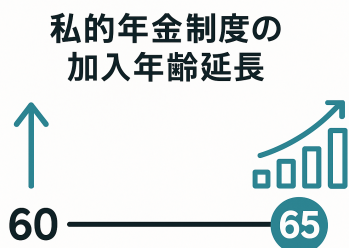
法人借主に朗報！新リース会計で賃料平準化へ

# 節税効果大！私的年金制度の改正ポイント

私的年金制度が2026年4月からの改正で節税効果がさらに拡大します。

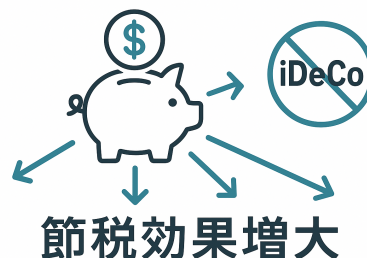


令和8年4月1日から企業型確定拠出年金（企業型DC）のマッチング拠出の上限規制が撤廃され、加入者は事業主掛金を超える自己負担拠出が可能になります。なお、企業型DCとiDeCoの併用は原則可能ですが、加入者区分や企業規約によって制限が異なるため、マッチング拠出を利用している場合にiDeCoへ加入できないケースもあります。詳細は企業の規約改正状況をご確認ください。



令和8年12月1日からiDeCoの加入可能年齢が70歳未満まで引き上げられます。老齢基礎年金やiDeCo給付金を受給しておらず、マッチング拠出を行っていないなどの条件を満たせ

ば70歳まで掛金拠出が可能です。iDeCoや企業型DCの拠出限度額も見直されるため、改正内容を把握し長期的な資産形成に活かしましょう。



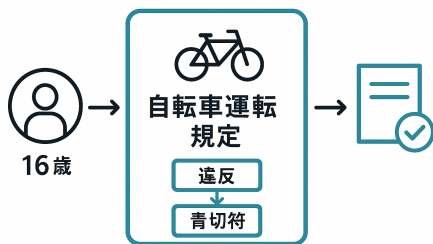
改正制度により、拠出額の引き上げで節税効果が増大する見込みです。年金制度の選択においては、各制度におけるメリット・デメリットを考慮して、自身の状況に応じた活用を目指しましょう。特にマッチング拠出を利用する際のiDeCo加入制限には注意が必要です。改正版の制度を熟知し、多角的な視点での活用を検討してください。

## ここがポイント！

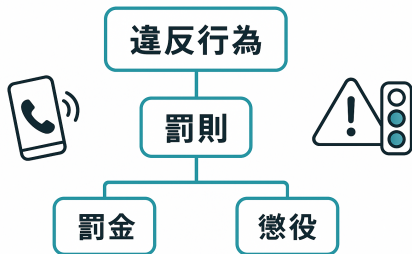
- ・ 企業型DCの拡充に注目
- ・ iDeCo加入可能年齢は70歳
- ・ 拠出限度で節税効果増大

# 自転車の青切符制度2026年開始！安全管理の重要性

令和8年4月1日より自転車運転にも青切符制度が導入されます。従業員の安全管理が求められます。

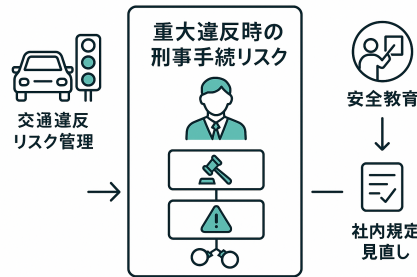


令和8年4月1日から、青切符制度が自転車の運転にも適用されます。これは、16歳以上の運転者を対象とし、交通違反があった場合に反則金を支払う制度です。自転車通勤者が多い勤務先や、業務で自転車を使う場面がある企業は、この法改正について従業員にしっかり周知する必要があります。また、自転車利用時の社内ルールも再確認しておくといいでしょう。



青切符制度では、携帯電話使用や信号無視などの交通違反に反則金が科され、金額は車種や違反内容で異なります。悪質で危険性の高

い行為は赤切符となり刑事手続きへ移行します。今回の改正で自転車にも青切符が導入されるため、企業は従業員へ制度理解を共有し、安全な利用を促すことが求められます。



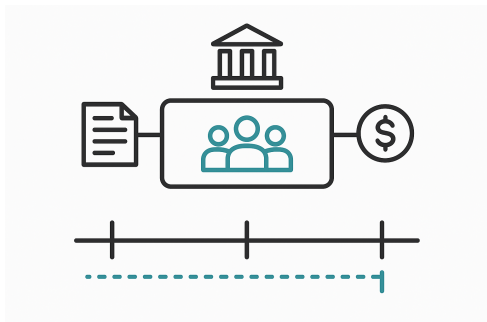
重大な交通違反や事故の場合、自転車運転でも赤切符が発行され、刑事手続きに進む可能性があります。自転車通勤者の安全確保が企業にとっても重要になります。反則金が発生する違反行為を理解し回避するため、適切な教育と安全指導が求められます。自転車運転に関する社内規定を見直すことが重要です。

## ここがポイント！

- 自転車にも青切符制度導入
- 法改正の周知が企業の課題
- 安全管理と教育が重要になる

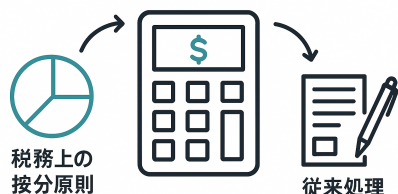
# 法人借主に朗報！新リース会計で賃料平準化へ

令和7年4月から新リース会計基準が適用され、法人借主の賃料計上方法が変わります。



新しいリース会計基準の適用により、法人借主は賃貸借契約における無償期間を含めた賃料の期間按分が求められ、費用の平準化が進むとみられます。これにより、契約期間全体で費用を按分する考え方が明確になり、賃料計上方法の透明性が高まります。無償期間を含む契約の費用処理が整理され、法人にとって管理しやすい環境が整います。

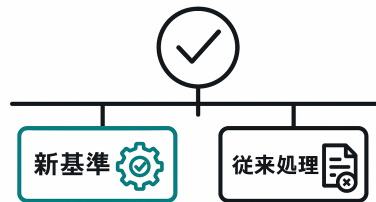
## 会計処理の原則



新リース会計基準の導入により、法人は税務上も無償期間を含めた期間按分を原則損金として扱えます。ただし、課税上の弊害がないことが条件です。一方、賃料支払基準での処理が適切な場合や課税上の問題が生じるケー

スでは、従来通り支払時点の事業年度での処理が求められます。これらの変更は法人の会計実務に大きな影響を与えると考えられます。

## 適用開始時期



この新制度は令和7年4月1日以降に開始する事業年度から適用されます。それ以前に開始した事業年度に属する契約は従来の処理が継続されます。このため、今後の新規契約では新基準を踏まえた契約内容の確認が必要です。法人の会計担当者は新基準の詳細を理解し、適切に対応することが求められます。

## ここがポイント！

- ・ 令和7年4月から新基準適用
- ・ 無償期間含む賃料を期間按分
- ・ 課税上の影響も考慮が必要